

八王子市子ども家庭サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下、「法」という。）第6条の3第3項及び東京都の定める子育て短期支援事業実施要綱（平成26年9月29日26福保子家第588号）に基づき実施する八王子市子ども家庭サービス事業（以下、「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、保護者の疾病、出産その他の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合、市が児童福祉施設等において、児童を一定期間預かるサービスを実施することにより、地域における児童と家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の種類)

第3条 この事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) ショートステイ事業

保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、宿泊をとらない短期的に養育することで子育て家庭を支援する。

(2) 要支援家庭を対象としたショートステイ事業

保護者の強い育児疲れや虐待のおそれやそのリスク等が見られる家庭において、児童を養育することが一時的に困難となった場合、又は児童の生活の場を一時的に移すことがふさわしいと市が判断した場合に、市が作成する支援プログラムに基づき、一定期間施設において児童を養育し、生活指導や発達、行動の観察を行うとともに、保護者への支援をする。

(3) トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により帰宅が遅くなる等、児童の生活に支障が生じている場合、夜間に施設において児童を養育することで子育て家庭の負担を軽減する。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は市とし、事業の運営は市長と事業の委託契約を締結した児童福祉施設等が実施するものとする。

2 前項に規定する児童福祉施設等は、法第7条に規定する児童福祉施設、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）に規定する東京認証保育所及びその他市長の認める施設のうち、別表1に掲げる施設（以下、「受託者」という。）をいう。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、市内に住所を有する別表2に掲げる者とする。

ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 児童が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、事業の対象者としない。

- (1) 極度の多動性、突発的行動若しくは放浪等、集団での生活に支障を生じさせる恐れのあるとき。
- (2) 自他の安全を損なう行動があるとき。
- (3) 利用中に、複雑若しくは専門的な看護及び処置を必要とするとき。また、常時介護を必要とするとき。
- (4) 療育手帳（東京都においては「愛の手帳」）の取得をしているとき。
- (5) その他市長が施設の利用を不相当と認めたとき。

（利用の要件）

第6条 保護者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、他に養育する者がいない場合、事業を利用することができる。

- (1) 疾病、出産、けが等により入院、加療、療養を要するとき。
- (2) 親族の疾病等によりその看護及び介護に当たるとき。
- (3) 事故、災害にあったとき。
- (4) 冠婚葬祭、公的行事等への出席のため不在なるとき。
- (5) 就業のため、帰宅が夜間にわたるとき、または、出張で不在となるとき。
- (6) 育児疲れ慢性病疾患の看病疲れ、育児不安などがあるとき。
- (7) その他市長が特に必要と認めたとき。

（定員及び期間）

第7条 利用する児童の定員及び期間は別表2のとおりとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、必要最小限の範囲でこれを超えることができる。

（入退所時間）

第8条 利用する児童の各施設への入退所時間は、別表3のとおりとする。

ただし、市長が緊急やむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

（登録）

第9条 ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業を利用希望する保護者は、「登録書」（第1号様式）により市長に登録申請をしなければならない。

2 前項の規定により保護者からの申請を受理した場合は、その内容を審査の上、利用の可否を判断し、「八王子市子ども家庭サービス事業利用決定通知書」（第2号様式）通知するものとする。

3 第5条第2項に定める事項に該当する場合又は虚偽のある申請については登録をしない。

4 保護者は登録の内容に変更が生じた場合、速やかに市長に申し出なければならない。

(事業の利用)

第 10 条 保護者は事業を利用するとき、施設に事前予約をしなければならない。

- 2 市長は、特に支援の必要な家庭と判断した場合、優先的に取り扱うことができる。また、受託者と協議のうえ、当日等緊急での受入れも可能とする。
- 3 保護者は事前予約の後、施設にて「八王子市子ども家庭サービス事業月次利用明細書」(第 3 号様式)又はこれに準ずる様式に予約した期間を記入しなければならない。
- 4 当日等緊急での受入れを実施した場合、保護者は後日速やかに所定の手続きを行わなければならない。
- 5 第 3 条第 2 号の事業の利用対象となる保護者は、市の提示する要支援家庭ショートステイ事業支援プログラム(第 4 号様式)に同意することで利用ができる。

(利用の変更)

第 11 条 保護者は、予約した利用希望日又は利用する児童等を変更したいとき、施設に対して変更を申し出なければならない。

- 2 保護者は、予約終了後に利用の要件がなくなり事業の利用が不要になった際、速やかに予約を取り消さなければならない。

(利用の制限)

第 12 条 市長は、利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の予約、利用を取消し又は停止することができる。

- (1) 保護者及び児童が利用目的に反する行為をしたとき。または、保護者及び児童が施設管理者の指示に従わないとき。
- (2) 災害、施設内での感染症の発生及びその他の事由により施設管理上支障があるとき。
- (3) 児童が感染症の疾病に罹患しているとき及びその他の疾患等を有していることにより、集団生活に適さないと認められるとき。
- (4) その他市長が取消すことが妥当と判断したとき。

- 2 市長は、前項の規定により事業の利用と取消し又は停止した時は、施設を通じて保護者に通知する。

(費用負担)

第 13 条 保護者は、この事業に要した経費を、別表 4 に定めるとおり支払わなければならない。

- 2 保護者は児童に係る医療費等、利用期間中に実施施設がやむをえず支払った経費の実費分を実施施設に対して支払う。
- 3 保護者は、利用の予約した後、利用日の前日正午(土日、祝休日、及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)以降に受託者に取消しの連絡を行った場合は、別表 4 に定める額を受託者に支払わなければならない。

4 別表5に定める世帯のうち、減額又は免除を受けようとする保護者は、公簿等の調査に同意することで、証明書等の添付を不要とする。

ただし、調査不可若しくは調査結果では審査不能な場合、保護者は必要な証明書等を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により減額又は免除の申請を受けた場合、減額又は、免除の可否を決定し、保護者に通知する。

(児童の送迎)

第14条 保護者が八王子市内の児童の通園通学先等と施設間の送迎を希望した場合、受託者は送迎を実施する。

ただし、居宅と施設間の送迎は、保護者が行う。

2 前項の規定のほか、施設管理及び児童の安全確保等、特段の事由により居宅までの送迎がやむを得ない場合、受託者は市と協議のうえ、居宅から施設間の送迎を実施できる。

3 保護者は、別表6に定める送迎にかかる費用を受託者へ支払う。

ただし、別表6の費用は第13条第4項に定める減額・免除の対象とならない。

4 前項の規定は要支援家庭ショートステイ事業を利用する者については、この限りでない。

5 保護者があらかじめ指定した者に送迎を行わせる場合には、身分証で確認を行う。

(損害の賠償)

第15条 児童が事業利用時に、施設の建物およびその付属設備等を滅失又は毀損したとき、保護者は、受託者が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(報告・検査等)

第16条 市長は、第2条の目的を達成するため受託者に対し、必要に応じて施設の利用状況、事業の運営状況等について報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業実施場所に立ち入り、設備、帳簿書類及びその他の物件を検査することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行し、平成 23 年 7 月 1 日の利用から適用する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年 5 月 1 日の利用から適用する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日の利用から適用する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 6 年（2023 年）4 月 1 日から適用する。

別表1（第3条、第4条関係）

事業の種類	施設名	所在地	委託先
ショートステイ	こどものうち 八栄寮	八王子市館町2232番地1	社会福祉法人 同胞援護婦人連盟
	わいわいほーむ ひのみらい	日野市平山6-21-7	合同会社エヌエイド
	ショートステイ・ベビーCoCo	町田市小山町3191-3	社会福祉法人 愛恵会乳児院
トワイライトステイ	リフレここのえ	(非公開)	社会福祉法人 同胞援護婦人連盟
要支援家庭 ショートステイ	こどものうち 八栄寮	八王子市館町2232番地1	社会福祉法人 同胞援護婦人連盟

別表2（第5条、第7条関係）

事業の種類	施設名	対象年齢	定員 1日	児童1名が利用 期間・回数
ショートステイ	こどものうち 八栄寮	2歳以上12歳以下の児童 (中学生を除く。)	3人	7日以内(1か月)
	わいわいほーむ ひのみらい	1歳以上12歳以下の児童 (中学生を除く。)	1人	7日以内(1か月)
	ショートステイ・ベビーCoCo	0歳3か月以上2歳以下の児童(体重4,500グラム以上)	1人	7日以内(1か月)
トワイライトステイ	リフレここのえ	2歳以上12歳以下の児童 (中学生を除く。)	3人	7日以内(1か月)
要支援家庭 ショートステイ	こどものうち 八栄寮	2歳以上12歳以下の児童 (中学生を除く。)	3人	14日以内 (1クール)

※1ヶ月の起算日は月の1日とし、その月の末日をもって1ヶ月とする。

※年齢は、利用日の満年齢とする。

別表3（第8条関係）

事業の種類	施設名	サービス 時間	入所・退所時間
ショートステイ	こどものうち八栄寮	24時間	8時～20時
	わいわいほーむ ひのみらい	24時間	8時30分～16時30分
	ショートステイ・ベビーCoCo	24時間	9時～16時30分
トワイライトステイ	リフレここのえ	5時間	17時～22時
要支援家庭 ショートステイ	こどものうち八栄寮	24時間	8時～20時

別表4（第11条、第13条関係）

事業の種類	施設名	単位	金額
ショートステイ	こどものうち八栄寮	1人 1泊2日	6,400円 (1日増すごとに3,200円加算)
	わいわいほーむ ひのみらい	1人 1泊2日	6,400円 (1日増すごとに3,200円加算)
	ショートステイ・ ベビーCoCo	1人 1泊2日	6,000円 (1日増すごとに3,000円加算)
トワイライトステイ	リフレここのえ	1人1回	1,400円
要支援家庭 ショートステイ	こどものうち八栄寮	1クール	市が負担

別表5（第13条関係）

世帯	減額・免除
生活保護受給世帯	免除
住民税非課税世帯	別表4に定める額の5割の額
市長が支払い困難と認める世帯	免除

別表6（第14条関係）

交通手段（施設が送迎する場合）	金額
自動車、自転車、徒歩等	1回 1人500円

※「わいわいほーむ ひのみらい」の送迎先については、施設と保護者の相談により決定する。